

平成 2 2 年度

公 共 用 水 域 及 び 地 下 水 の

水 質 測 定 計 画

千 葉 県

平成 2 2 年度 公共用水域水質測定計画

平成 2 2 年度公共用水域水質測定計画

1 目的

本計画は、水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、千葉県の区域に属する公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するために、行う水質の測定及び底質の調査について、必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

平成 2 2 年 4 月から平成 2 3 年 3 月までとする。

3 測定内容

測定は、水質汚濁の状況を監視するため、以下のとおり実施する。

3 - 1 水質調査

(1) 測定地点

水質測定地点数は下表のとおりで、個別の測定地点は別表 1、2 及び 3 並びに別図 1、2 及び 3 に示すとおりである。

区 分	河川、湖沼 及び海域数	水質測定地点数（環境基準点数）
河 川	6 9	1 2 2（ 7 3 ）
湖 沼	4	1 5（ 4 ）
海 域	4	4 2（ 2 1 ）
計	7 7	1 7 9（ 9 8 ）

（ ）内の環境基準点数は、生活環境の保全に係る環境基準の水域類型
あてはめ水域のうち B O D または C O D に係る基準点数

(2) 測定項目

各測定地点における測定項目は、次の項目の中から水域の特性に応じて選定する。各測定地点の実施項目は別表 4、5 及び 6 に掲げるとおりである。

測定区分（項目数）	項 目
現場測定項目 （ 9 項目）	天候、気温、水温、色相、臭気、水深、流量〔河川〕、透視度〔河川・湖沼〕、透明度〔湖沼・海域〕
生活環境項目 （ 1 0 項目）	p H、D O、B O D〔河川・湖沼〕、C O D、S S〔河川・湖沼〕、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全りん
水生生物項目	全亜鉛
健康項目 （ 2 7 項目）	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 ^{*1} 、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
特殊項目 （ 5 項目）	フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム
水道水源監視項目 （ 1 項目）	トリハロメタン生成能〔河川・湖沼〕

その他の項目 (1 2 項目)		アンモニア性窒素、りん酸性りん、塩化物イオン[河川・湖沼] 塩分[海域] 電気伝導率[河川・湖沼] T O C、D O C、 陰イオン界面活性剤、溶解性 C O D、クロロフィル a、 プランクトン、ノニルフェノール[河川・湖沼]
要 監 視 項 目 (2 8 項 目) *2	健康項目に 係る項目 (2 6 項目)	E P N、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、 アンチモン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、 1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、 ダイアジノン、フェニトロチオン(M E P) イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル(T P N) プロピザミド、ジクロロボス(D D V P) フェノカルブ(B P M C) イプロベンホス(I B P) クロロニトロフェン(C N P) トルエン、キシレン、 クロロホルム、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、 全マンガン、ウラン
	水生生物項目 に係る項目 (3 項目)	クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド

*1 アルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。

*2 クロロホルムは健康項目及び水生生物項目に係る項目としてそれぞれ計上しているが、要監視項目の項目数は、1項目で計上している。

(3) 測定頻度

各測定地点の測定頻度は、下表に掲げる頻度を原則とし、水域の特性に応じ
て実施し、各測定地点の項目別頻度は、別表4、5及び6のとおりとする。

なお、健康項目について環境基準値を超えた場合には、速やかに再調査を実
施する。

区 分		通 年 測 定 頻 度		通 日 測 定 頻 度	
		採水日数	採水回数	採水日数	採水回数
河 川		年 4 ~ 1 2 日	1 日 1 ~ 4 回	年 1 ~ 2 日	1 日 4 ~ 1 3 回
湖 沼		年 1 2 ~ 2 4 日	1 日 1 回		
海 域	東京湾	年 6 ~ 1 2 日	1 日 1 回		
	その他	年 4 日	1 日 1 回		

(4) 採水時期

採水は、採水日前なるべく晴天が続く、水質が安定している日を選んで実施
する。

(5) 採水部位

採水部位は次のとおりとする。

区 分	採 水 部 位
河 川	原則として流心部、表面から水深の2割の位置
湖 沼	表層、底層の2層(浅い場合は表層のみ)
海 域	表層、底層の2層

備考1) 表層とは水面から0.5mの部位をいう。

備考2) 底層とは水深が5.0m以上ある湖沼及び海域の測定地点において、
底上から1.0mの部位をいう。ただし、水深が16m以上ある測定地
点においては、水面から15mの部位をいう。

(6) 測定方法

水質測定方法は、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に定められている項目については、これに掲げられている測定方法による。その他の項目については、昭和49年9月30日環境庁告示第64号、日本工業規格「工場排水試験方法」（JIS K0102）及び「用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法」（JIS K0125）に掲げる方法等によることとし、原則として別表7のとおりとする。

3 - 2 底質調査

(1) 測定地点

底質調査地点数は下表のとおりで、個別の測定地点は別表4、5及び6に示すとおりである。

区 分	河川、湖沼 及び海域数	底質調査地点数（水質環境基準点数）
河 川	10	20（12）
湖 沼	1	1（0）
海 域	1	4（3）
計	12	25（15）

（ ）内の水質環境基準点数は、生活環境の保全に係る環境基準の水域類型
あてはめ水域のうちBODまたはCODに係る基準点数

(2) 測定項目

各測定地点における測定項目は、下表のとおりである。

測 定 区 分	項 目
基本項目 （5項目）	酸化還元電位、乾燥減量、強熱減量、微細泥率、pH
富栄養化項目 （3項目）	全窒素、全りん、全炭素
金属等 （11項目）	ポリ塩化ビフェニル、水銀、カドミウム、鉛、砒素、 セレン、鉄、マンガン、亜鉛、銅、クロム

(3) 測定頻度

各測定地点の測定頻度は、年1回とする。

（国土交通省調査地点は年1回から年2回）

(4) 採泥時期

採泥は、水質測定の実施時期に合わせることを原則とする。

(5) 採泥部位

採泥部位は、底泥の表層（河川については流心部）とする。

(6) 測定方法

底質測定方法は、昭和63年9月8日環水管第127号に掲げる方法等によることとし、原則として別表8のとおりとする。

4 測定機関

水質測定は、原則として河川法（昭和39年法律第167号）で定める大臣管理区間にあっては国（国土交通省関東地方整備局）その他の水域にあっては県及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第10条の規定による市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市）が実施する。ただし、境界区域である旧江戸川浦安橋については、東京都が実施する。

5 測定結果の送付及び公表等

国、都及び政令市は、この水質測定計画に基づき行った各月の測定結果を翌月の末日までに千葉県知事に送付するものとし、千葉県知事はこれらの測定結果を取りまとめの上、公表する。

なお、健康項目について環境基準値を超える測定結果が得られたときは、ただちに千葉県知事に通知するものとする。

6 その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

平成 2 2 年度 公共用水域水質測定計画総括表

測定機関及び水域区分別測定地点数

(1) 通年調査

区 分		測定機関	河川、湖沼 及び海域数	測定地点数 (環境基準点数)
河 川	江戸川	国土交通省	2	8 (4)
		東京都		1 (1)
	利根運河	国土交通省	1	2 (1)
	江戸川流入河川	松戸市	7	5 (2)
		市川市		5 (4)
	利根川	国土交通省	1	8 (2)
	利根川流入河川	国土交通省	1	1 (0)
		千葉県	1 1	1 7 (8)
	印旛沼流入河川	千葉県	7 ¹⁾	8 (7)
	手賀沼流入河川	千葉県	2	2 (2)
		柏 市	3	3 (2)
	九十九里海域流入河川	千葉県	9	1 6 (1 2)
	南房総海域流入河川	千葉県	1 0	1 5 (1 0)
	東京湾内湾流入河川	千葉県	4	1 0 (5)
		千葉市	3 ¹⁾	3 (3)
		船橋市	1	1 (1)
		市原市	2	6 (4)
	東京湾内房流入河川	千葉県	6	1 1 (5)
	計		6 9 ¹⁾	1 2 2 (7 3)
湖 沼	印旛沼	千葉県	1	4 (1)
	手賀沼	国土交通省	1	1 (0)
		千葉県		2 (1)
		柏市		1 (0)
	高滝ダム貯水池	市原市	1	4 (1)
	亀山ダム貯水池	千葉県	1	3 (1)
	計		4	1 5 (4)
海 域	東京湾内湾 (富津航路以北)	千葉県	1	1 9 (1 8)
		千葉市		3 (0)
		船橋市		2 (1)
	東京湾内房 (富津岬下～富浦沖)	千葉県	1	9 (2)
	南房総 (白浜沿岸～大原沿岸)	千葉県	1	5 (0)
	九十九里 (一宮沿岸～銚子沿岸)	千葉県	1	4 (0)
	計		4	4 2 (2 1)

1) 印旛放水路は上流 (印旛沼流入河川) 及び下流 (東京内湾流入河川) をそれぞれの河川数に計上しているが、河川の「計」では、1 河川として計上している。

(2) 通日調査

区 分		測定機関	河川、湖沼 及び海域数	測定地点数 (環境基準点数)
河 川	江戸川・利根川・利根運河	国土交通省	3	7 (6)
	東京湾内湾流入河川	千葉市	3	3 (3)
		船橋市	1	1 (1)
	計		7	1 1 (1 0)

(3) 底質調査

区 分		測定機関	河川、湖沼 及び海域数	測定地点数 (環境基準点数)
河 川	江戸川	国土交通省	1	5 (3)
	利根運河	国土交通省	1	1 (1)
	利根川	国土交通省	1	7 (2)
	利根川流入河川	国土交通省	1	1 (0)
		千葉県	1	1 (1)
	印旛沼流入河川	千葉県	1	1 (1)
	九十九里海域流入河川	千葉県	1	1 (1)
	南房総海域流入河川	千葉県	1	1 (1)
	東京湾内湾流入河川	千葉県	1	1 (1)
		船橋市	1	1 (1)
計			1 0	2 0 (1 2)
湖 沼	手賀沼	国土交通省	1	1 (0)
	計		1	1 (0)
海 域	東京湾内湾 (富津航路以北)	千葉県	1	2 (2)
		船橋市		2 (1)
	計		1	4 (3)

別表- 1 測定地点（河川）

	河川名	BOD			水生生物 (全亜鉛)		番 号	測定 地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点 の所在地	測 定 機関名
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	環境 基準 類型	環境 基準 点					
江戸川	江戸川	江戸川上流	A		生 物 B		1	関宿橋	N 36 ° 4 ' 53 " E 139 ° 46 ' 48 "	野田市	国土交通省
	江戸川	江戸川上流	A				2	野田橋	N 35 ° 56 ' 20 " E 139 ° 50 ' 47 "	野田市	国土交通省
	江戸川	江戸川上流	A	○		○	3	流山橋	N 35 ° 50 ' 44 " E 139 ° 53 ' 28 "	流山市	国土交通省
	江戸川	江戸川上流	A				4	新葛飾橋	N 35 ° 46 ' 5 " E 139 ° 52 ' 50 "	松戸市	国土交通省
	江戸川	江戸川上流	A	○		○	5	矢切取水場	N 35 ° 45 ' 15 " E 139 ° 53 ' 17 "	松戸市	国土交通省
	江戸川	江戸川中流	B				6	市川橋	N 35 ° 44 ' 5 " E 139 ° 53 ' 51 "	市川市	国土交通省
	江戸川	江戸川中流	B	○		○	7	江戸川水門	N 35 ° 42 ' 7 " E 139 ° 55 ' 5 "	市川市	国土交通省
	江戸川	江戸川下流（ 1 ）	C	○		○	8	東西線鉄橋	N 35 ° 41 ' 48 " E 139 ° 55 ' 57 "	市川市	国土交通省
	旧江戸川	江戸川下流（ 2 ）	B	○		○	9	浦安橋	N 35 ° 39 ' 56 " E 139 ° 53 ' 14 "	浦安市	東京都
	利根運河	利根運河	B	○	-		10	運河橋	N 35 ° 54 ' 44 " E 139 ° 53 ' 9 "	流山市	国土交通省
	利根運河	利根運河	B				11	本川合流前	N 35 ° 54 ' 30 " E 139 ° 52 ' 46 "	流山市	国土交通省
	坂川	坂川	E	○			12	弁天橋	N 35 ° 47 ' 37 " E 139 ° 54 ' 00 "	松戸市	松戸市
	坂川	坂川	E				13	赤坎樋門	N 35 ° 46 ' 54 " E 139 ° 53 ' 41 "	松戸市	松戸市
	新坂川	新坂川	E	○			14	さかね橋	N 35 ° 47 ' 20 " E 139 ° 54 ' 00 "	松戸市	松戸市
	六間川	-	-				15	古ヶ崎排水機場	N 35 ° 47 ' 57 " E 139 ° 53 ' 41 "	松戸市	松戸市
	国分川	国分川	E				16	秋山弁天橋	N 35 ° 45 ' 41 " E 139 ° 55 ' 23 "	松戸市	松戸市
	国分川	国分川	E	○			17	須和田橋	N 35 ° 44 ' 25 " E 139 ° 55 ' 20 "	市川市	市川市
	春木川	春木川	E	○			18	国分川合流前	N 35 ° 44 ' 34 " E 139 ° 55 ' 17 "	市川市	市川市
	真間川	真間川	E	○			19	根本水門	N 35 ° 44 ' 26 " E 139 ° 54 ' 16 "	市川市	市川市
	真間川	真間川	E	○			20	三戸前橋	N 35 ° 42 ' 16 " E 139 ° 56 ' 45 "	市川市	市川市
	大柏川	-	-				21	浅間橋	N 35 ° 43 ' 50 " E 139 ° 56 ' 06 "	市川市	市川市
利根川	利根川	利根川下流	A		生 物 B		22	芽吹橋	N 35 ° 58 ' 38 " E 139 ° 53 ' 31 "	野田市	国土交通省
	利根川	利根川下流	A				23	大利根橋（取手）	N 35 ° 53 ' 39 " E 140 ° 3 ' 31 "	我孫子市	国土交通省
	利根川	利根川下流	A	○		○	24	栄橋（布川）	N 35 ° 51 ' 11 " E 140 ° 8 ' 30 "	我孫子市	国土交通省
	利根川	利根川下流	A				25	須賀	N 35 ° 51 ' 16 " E 140 ° 14 ' 48 "	栄町	国土交通省
	利根川	利根川下流	A				26	金江津	N 35 ° 52 ' 56 " E 140 ° 20 ' 39 "	成田市	国土交通省
	利根川	利根川下流	A	○		○	27	水郷大橋（佐原）	N 35 ° 54 ' 9 " E 140 ° 29 ' 58 "	香取市	国土交通省
	利根川	利根川下流	A				28	河口堰	N 35 ° 52 ' 37 " E 140 ° 37 ' 34 "	東庄町	国土交通省
	利根川	利根川下流	A				29	銚子大橋	N 35 ° 44 ' 11 " E 140 ° 50 ' 17 "	銚子市	国土交通省

1 類型指定水域名(水生生物)

江戸川:江戸川及び旧江戸川(全域)

利根川:利根川中・下流(坂東大橋より下流)

2 測定地点の所在地は、平成22年1月末時点の表記とする。

		河川名	BOD			番 号	測定 地点名	緯度・経度 （世界測地系）	測定地点 の所在地	測 定 機関名
			類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点					
利根川	手賀沼流入河川	亀成川	亀成川	B	○	30	亀成橋	N 35 ° 49 ' 44 " E 140 ° 07 ' 07 "	印西市	千葉県
		金山落	金山落	B	○	31	名内橋	N 35 ° 49 ' 52 " E 140 ° 03 ' 30 "	白井市	千葉県
		染井入落	-	-		32	染井新橋	N 35 ° 50 ' 47 " E 140 ° 02 ' 58 "	柏市	柏市
		大津川	大津川	C	○	33	上沼橋	N 35 ° 51 ' 59 " E 139 ° 59 ' 37 "	柏市	柏市
		大堀川	大堀川	D	○	34	北柏橋	N 35 ° 52 ' 22 " E 139 ° 59 ' 04 "	柏市	柏市
	印旛沼流入河川	手賀川	-	-		35	手賀沼水門	N 35 ° 51 ' 24 " E 140 ° 8 ' 44 "	印西市	国土交通省
		鹿島川	鹿島川	A		36	岩富橋	N 35 ° 40 ' 16 " E 140 ° 13 ' 53 "	佐倉市	千葉県
		鹿島川	鹿島川	A	○	37	鹿島橋	N 35 ° 43 ' 36 " E 140 ° 12 ' 53 "	佐倉市	千葉県
		高崎川	高崎川	C	○	38	竜灯橋	N 35 ° 42 ' 48 " E 140 ° 13 ' 19 "	佐倉市	千葉県
		手繰川	手繰川	C	○	39	無名橋	N 35 ° 44 ' 11 " E 140 ° 10 ' 8 "	佐倉市	千葉県
		師戸川	師戸川	B	○	40	師戸橋	N 35 ° 44 ' 10 " E 140 ° 10 ' 51 "	印旛村	千葉県
		神崎川	神崎川	A	○	41	神崎橋	N 35 ° 46 ' 43 " E 140 ° 07 ' 07 "	八千代市	千葉県
		桑納川	桑納川	D	○	42	桑納橋	N 35 ° 45 ' 05 " E 140 ° 06 ' 05 "	八千代市	千葉県
		印旛放水路（上流）	印旛放水路上流	C	○	43	八千代橋	N 35 ° 45 ' 24 " E 140 ° 06 ' 35 "	八千代市	千葉県
		長門川	長門川	B	○	44	長門橋	N 35 ° 50 ' 27 " E 140 ° 13 ' 58 "	栄町	千葉県
		根木名川	根木名川	B		45	さくら橋	N 35 ° 47 ' 36 " E 140 ° 19 ' 36 "	成田市	千葉県
		根木名川	根木名川	B		46	根木名橋	N 35 ° 50 ' 17 " E 140 ° 19 ' 08 "	成田市	千葉県
		根木名川	根木名川	B	○	47	新川水門	N 35 ° 51 ' 44 " E 140 ° 19 ' 08 "	成田市	千葉県
		派川根木名川	-	-		48	根木名川橋	N 35 ° 47 ' 39 " E 140 ° 19 ' 33 "	成田市	千葉県
		大須賀川	大須賀川	A		49	関橋	N 35 ° 52 ' 33 " E 140 ° 26 ' 32 "	香取市	千葉県
		大須賀川	大須賀川	A	○	50	黄金橋	N 35 ° 54 ' 13 " E 140 ° 29 ' 10 "	香取市	千葉県
		横利根川	-	-		51	横利根閘門	N 35 ° 54 ' 45 " E 140 ° 29 ' 34 "	香取市	千葉県
		与田浦川	-	-		52	与田浦橋	N 35 ° 55 ' 36 " E 140 ° 31 ' 52 "	香取市	千葉県
		小野川	小野川	B	○	53	小野川水門	N 35 ° 53 ' 53 " E 140 ° 30 ' 20 "	香取市	千葉県
		黒部川	黒部川上流	B		54	迎田橋	N 35 ° 48 ' 36 " E 140 ° 37 ' 03 "	香取市	千葉県
		黒部川	黒部川上流	B	○	55	中央大橋	N 35 ° 51 ' 16 " E 140 ° 36 ' 22 "	香取市	千葉県
		黒部川	黒部川下流	A	○	56	黒部川水門	N 35 ° 50 ' 03 " E 140 ° 41 ' 56 "	東庄町	千葉県
		清水川	清水川	A		57	山川橋	N 35 ° 50 ' 29 " E 140 ° 34 ' 10 "	香取市	千葉県
		清水川	清水川	A	○	58	清水橋	N 35 ° 50 ' 38 " E 140 ° 35 ' 29 "	香取市	千葉県
		忍川	-	-		59	富川地先	N 35 ° 46 ' 46 " E 140 ° 44 ' 10 "	銚子市	千葉県
		高田川	高田川	A	○	60	白石取水場	N 35 ° 44 ' 49 " E 140 ° 44 ' 44 "	銚子市	千葉県

	河川名	BOD			番 号	測定 地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点 の所在地	測 定 機関名
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点					
九十九里海域流入河川	七間川	-	-		61	元祿橋	N 35 ° 45 ' 00 " E 140 ° 38 ' 02 "	旭市	千葉県
	新川	新川上流	C	○	62	干潟大橋	N 35 ° 43 ' 26 " E 140 ° 37 ' 24 "	旭市	千葉県
	新川	新川下流	C	○	63	駒込堰	N 35 ° 41 ' 52 " E 140 ° 36 ' 58 "	旭市	千葉県
	栗山川	栗山川上流	A	○	64	新井橋	N 35 ° 41 ' 57 " E 140 ° 28 ' 09 "	多古町	千葉県
	栗山川	栗山川上流	A		65	栗嶋橋	N 35 ° 40 ' 48 " E 140 ° 28 ' 37 "	横芝光町	千葉県
	栗山川	栗山川下流	B	○	66	木戸大橋	N 35 ° 37 ' 24 " E 140 ° 31 ' 31 "	横芝光町	千葉県
	高谷川	高谷川	A	○	67	与平橋	N 35 ° 41 ' 29 " E 140 ° 27 ' 39 "	横芝光町	千葉県
	木戸川	木戸川	A		68	小池橋	N 35 ° 41 ' 26 " E 140 ° 24 ' 24 "	芝山町	千葉県
	木戸川	木戸川	A	○	69	木戸橋	N 35 ° 36 ' 13 " E 140 ° 27 ' 50 "	山武市	千葉県
	作田川	作田川	A	○	70	龍宮大橋	N 35 ° 33 ' 06 " E 140 ° 26 ' 26 "	九十九里町	千葉県
	真亀川	真亀川	C		71	幸田橋	N 35 ° 32 ' 27 " E 140 ° 23 ' 08 "	東金市	千葉県
	真亀川	真亀川	C	○	72	真亀橋	N 35 ° 30 ' 03 " E 140 ° 25 ' 34 "	九十九里町	千葉県
	南白亀川	南白亀川	B	○	73	観音堂橋	N 35 ° 27 ' 14 " E 140 ° 22 ' 22 "	白子町	千葉県
	一宮川	一宮川上流	B	○	74	昭和橋	N 35 ° 25 ' 24 " E 140 ° 17 ' 17 "	茂原市	千葉県
	一宮川	一宮川中流	B	○	75	北川橋	N 35 ° 23 ' 21 " E 140 ° 19 ' 40 "	長生村	千葉県
	一宮川	一宮川下流	C	○	76	中之橋	N 35 ° 22 ' 36 " E 140 ° 22 ' 22 "	一宮町	千葉県
南房総海域流入河川	夷隅川	夷隅川上流	A	○	77	三口橋	N 35 ° 16 ' 42 " E 140 ° 14 ' 51 "	大多喜町	千葉県
	夷隅川	夷隅川下流	B		78	増田橋	N 35 ° 16 ' 56 " E 140 ° 16 ' 10 "	いすみ市	千葉県
	夷隅川	夷隅川下流	B		79	苅谷橋	N 35 ° 16 ' 48 " E 140 ° 19 ' 22 "	いすみ市	千葉県
	夷隅川	夷隅川下流	B	○	80	江東橋	N 35 ° 17 ' 39 " E 140 ° 23 ' 59 "	いすみ市	千葉県
	二夕間川	二夕間川	A	○	81	坂本	N 35 ° 08 ' 12 " E 140 ° 09 ' 22 "	鴨川市	千葉県
	袋倉川	袋倉川	A	○	82	まるまん橋	N 35 ° 07 ' 34 " E 140 ° 08 ' 10 "	鴨川市	千葉県
	待崎川	待崎川	A	○	83	横渚取水口	N 35 ° 06 ' 40 " E 140 ° 06 ' 15 "	鴨川市	千葉県
	加茂川	加茂川	B		84	石田橋	N 35 ° 08 ' 07 " E 139 ° 59 ' 27 "	鴨川市	千葉県
	加茂川	加茂川	B	○	85	加茂川橋	N 35 ° 05 ' 39 " E 140 ° 06 ' 18 "	鴨川市	千葉県
	三原川	三原川	A	○	86	三原橋	N 35 ° 02 ' 15 " E 139 ° 59 ' 39 "	南房総市	千葉県
	三原川	三原川	A		87	小向浄水場取水口	N 35 ° 03 ' 45 " E 140 ° 00 ' 02 "	南房総市	千葉県
	丸山川	丸山川	B	○	88	朝夷橋	N 35 ° 00 ' 45 " E 139 ° 58 ' 12 "	南房総市	千葉県
	瀬戸川	瀬戸川	B	○	89	瀬戸川橋	N 34 ° 58 ' 46 " E 139 ° 58 ' 14 "	南房総市	千葉県
	川尻川	-	-		90	川尻橋	N 34 ° 57 ' 39 " E 139 ° 57 ' 46 "	南房総市	千葉県
	長尾川	長尾川	A	○	91	上水道取水口	N 34 ° 54 ' 59 " E 139 ° 53 ' 13 "	南房総市	千葉県

	河川名	BOD			番 号	測定 地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点 の所在地	測 定 機関名
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点					
東京湾内房流入河川	汐入川	汐入川	B		92	東田橋	N 34 ° 58 ' 27 " E 139 ° 52 ' 07 "	館山市	千葉県
	汐入川	汐入川	B	○	93	要橋	N 34 ° 59 ' 13 " E 139 ° 51 ' 54 "	館山市	千葉県
	平久里川	平久里川	A		94	横峰大橋	N 35 ° 01 ' 08 " E 139 ° 53 ' 28 "	館山市	千葉県
	平久里川	平久里川	A	○	95	平成橋	N 35 ° 00 ' 29 " E 139 ° 52 ' 30 "	館山市	千葉県
	増間川	増間川	A	○	96	池田橋	N 35 ° 03 ' 27 " E 139 ° 54 ' 17 "	南房総市	千葉県
	佐久間川	-	-		97	勝山橋	N 35 ° 06 ' 33 " E 139 ° 50 ' 06 "	鋸南町	千葉県
	湊川	湊川	A		98	東郷橋	N 35 ° 12 ' 55 " E 139 ° 56 ' 09 "	富津市	千葉県
	湊川	湊川	A	○	99	湊橋	N 35 ° 12 ' 40 " E 139 ° 52 ' 20 "	富津市	千葉県
	湊川	湊川	A		100	丹後橋	N 35 ° 12 ' 53 " E 139 ° 53 ' 29 "	富津市	千葉県
	染川	染川	C		101	染川橋	N 35 ° 15 ' 27 " E 139 ° 53 ' 17 "	富津市	千葉県
	染川	染川	C	○	102	川向橋	N 35 ° 15 ' 01 " E 139 ° 52 ' 26 "	富津市	千葉県
東京湾内湾流入河川	小糸川	小糸川上流	B	○	103	粟倉橋	N 35 ° 14 ' 56 " E 140 ° 00 ' 04 "	君津市	千葉県
	小糸川	小糸川下流	C		104	八千代橋	N 35 ° 17 ' 47 " E 139 ° 59 ' 07 "	君津市	千葉県
	小糸川	小糸川下流	C	○	105	人見橋	N 35 ° 20 ' 08 " E 139 ° 52 ' 04 "	君津市	千葉県
	矢那川	-	-		106	平川橋	N 35 ° 22 ' 16 " E 139 ° 57 ' 25 "	木更津市	千葉県
	矢那川	-	-		107	富士見橋	N 35 ° 22 ' 35 " E 139 ° 55 ' 25 "	木更津市	千葉県
	小櫃川	小櫃川上流	A	○	108	岩田橋	N 35 ° 18 ' 32 " E 140 ° 03 ' 19 "	君津市	千葉県
	小櫃川	小櫃川上流	A		109	門生橋	N 35 ° 13 ' 08 " E 140 ° 07 ' 56 "	君津市	千葉県
	小櫃川	小櫃川下流	B	○	110	小櫃橋	N 35 ° 25 ' 18 " E 139 ° 56 ' 44 "	袖ヶ浦市	千葉県
	小櫃川	小櫃川下流	B		111	椿橋	N 35 ° 23 ' 30 " E 139 ° 59 ' 19 "	木更津市	千葉県
	御腹川	御腹川	A	○	112	御腹川橋	N 35 ° 18 ' 44 " E 140 ° 03 ' 44 "	君津市	千葉県
	養老川	養老川上流	A	○	113	持田崎橋	N 35 ° 18 ' 00 " E 140 ° 08 ' 46 "	市原市	市原市
	養老川	養老川中流	B	○	114	浅井橋	N 35 ° 28 ' 01 " E 140 ° 06 ' 56 "	市原市	市原市
	養老川	養老川下流	C	○	115	養老大橋	N 35 ° 31 ' 55 " E 140 ° 04 ' 40 "	市原市	市原市
	村田川	村田川	C		116	新瀬又橋	N 35 ° 31 ' 41 " E 140 ° 12 ' 27 "	市原市	市原市
	村田川	村田川	C		117	江川橋	N 35 ° 32 ' 22 " E 140 ° 09 ' 09 "	市原市	市原市
	村田川	村田川	C	○	118	新村田橋	N 35 ° 32 ' 48 " E 140 ° 07 ' 33 "	市原市	市原市
	都川	都川	E	○	119	都橋	N 35 ° 36 ' 16 " E 140 ° 07 ' 18 "	千葉市	千葉市
	葭川	葭川	E	○	120	日本橋	N 35 ° 36 ' 20 " E 140 ° 07 ' 13 "	千葉市	千葉市
	印旛放水路(下流)	印旛放水路下流	C	○	121	新花見川橋	N 35 ° 39 ' 12 " E 140 ° 03 ' 44 "	千葉市	千葉市
	海老川	海老川	E	○	122	八千代橋	N 35 ° 41 ' 40 " E 139 ° 59 ' 22 "	船橋市	船橋市

別図 - 1 公共用水域の水質測定地点図（河川）

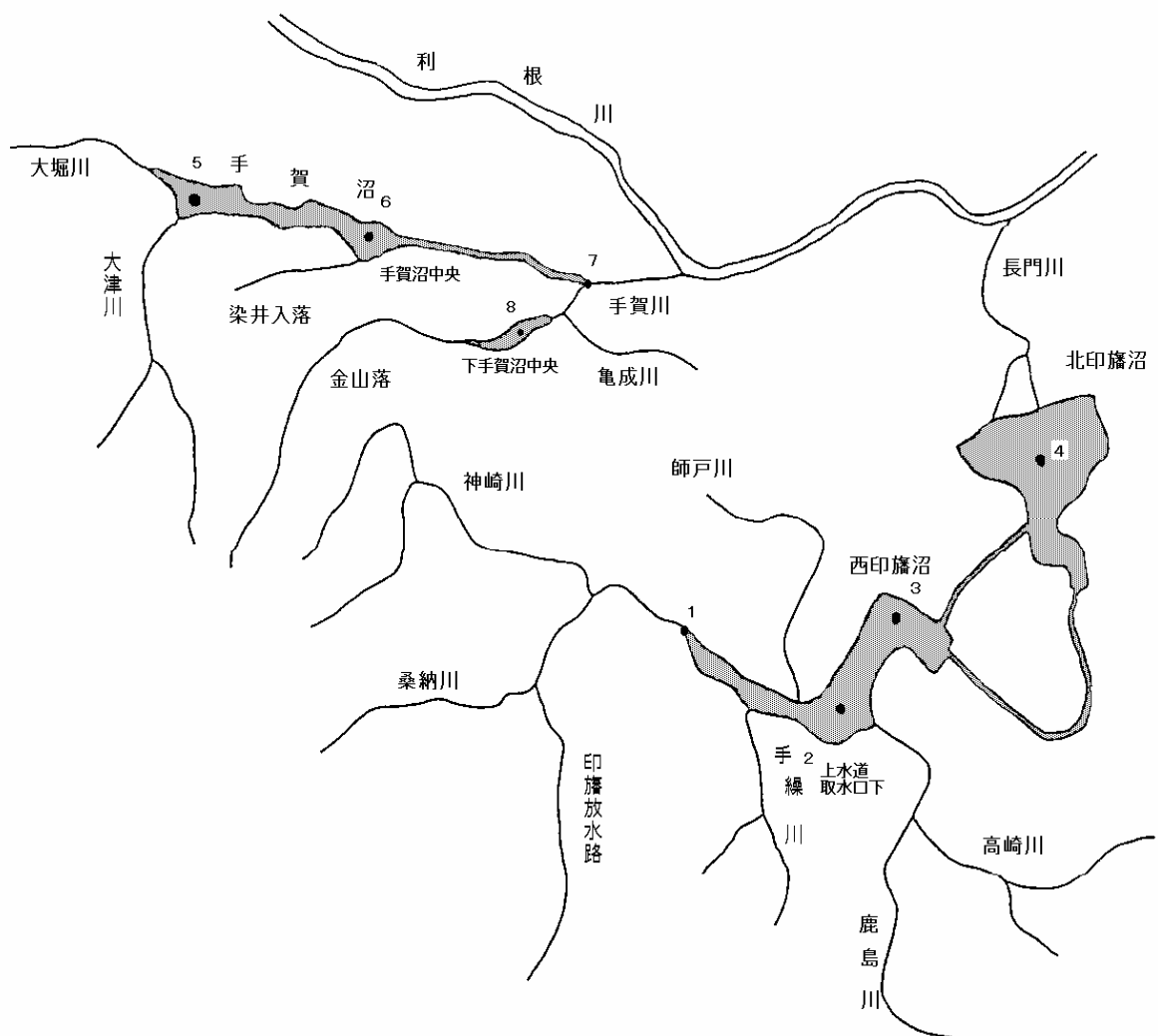


別表- 2 測定地点（湖沼）

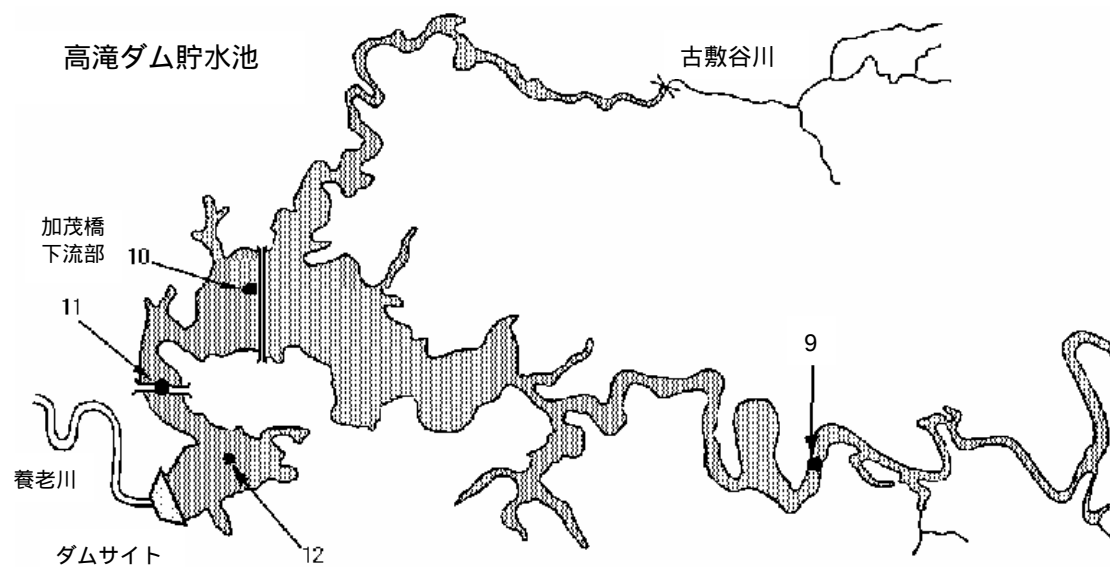
	湖沼名	COD			N・P			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地の 所在地	測定 機関名
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点					
印旛沼	印旛沼	印旛沼	A		印旛沼			1	阿宗橋	N 35 ° 24 ' 51 " E 140 ° 08 ' 41 "	印旛村	千葉県
	印旛沼	印旛沼	A	○	印旛沼		○	2	上水道取水口下	N 35 ° 44 ' 52 " E 140 ° 11 ' 36 "	佐倉市	千葉県
	印旛沼	印旛沼	A		印旛沼			3	一本松下	N 35 ° 45 ' 59 " E 140 ° 12 ' 31 "	佐倉市	千葉県
	印旛沼	印旛沼	A		印旛沼			4	北印旛沼中央	N 35 ° 48 ' 01 " E 140 ° 15 ' 07 "	成田市	千葉県
手賀沼	手賀沼	手賀沼	B		手賀沼			5	根戸下	N 35 ° 51 ' 44 " E 140 ° 00 ' 30 "	我孫子市	千葉県
	手賀沼	手賀沼	B	○	手賀沼		○	6	手賀沼中央	N 35 ° 51 ' 03 " E 140 ° 03 ' 26 "	我孫子市	千葉県
	手賀沼	手賀沼	B		手賀沼			7	布佐下	N 35 ° 50 ' 27 " E 140 ° 7 ' 48 "	印西市	国土交通省
	手賀沼	手賀沼	B		手賀沼			8	下手賀沼中央	N 35 ° 49 ' 55 " E 140 ° 06 ' 03 "	柏市	柏市
高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A		-	-		9	坂下橋	N 35 ° 19 ' 30 " E 140 ° 08 ' 41 "	市原市	市原市
	高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A	○	-	-		10	加茂橋下流部	N 35 ° 21 ' 08 " E 140 ° 09 ' 35 "	市原市	市原市
	高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A		-	-		11	北崎橋	N 35 ° 21 ' 30 " E 140 ° 09 ' 21 "	市原市	市原市
	高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	A		-	-		12	小佐貫橋下流部	N 35 ° 21 ' 19 " E 140 ° 08 ' 48 "	市原市	市原市
亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	A	○	-	-		13	堤体直上流部	N 35 ° 13 ' 36 " E 140 ° 05 ' 19 "	君津市	千葉県
	亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	A		-	-		14	小月橋	N 35 ° 13 ' 06 " E 140 ° 04 ' 44 "	君津市	千葉県
	亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	A		-	-		15	亀山大橋	N 35 ° 13 ' 26 " E 140 ° 05 ' 56 "	君津市	千葉県

測定地点の所在地は、平成22年1月末時点の表記とする。

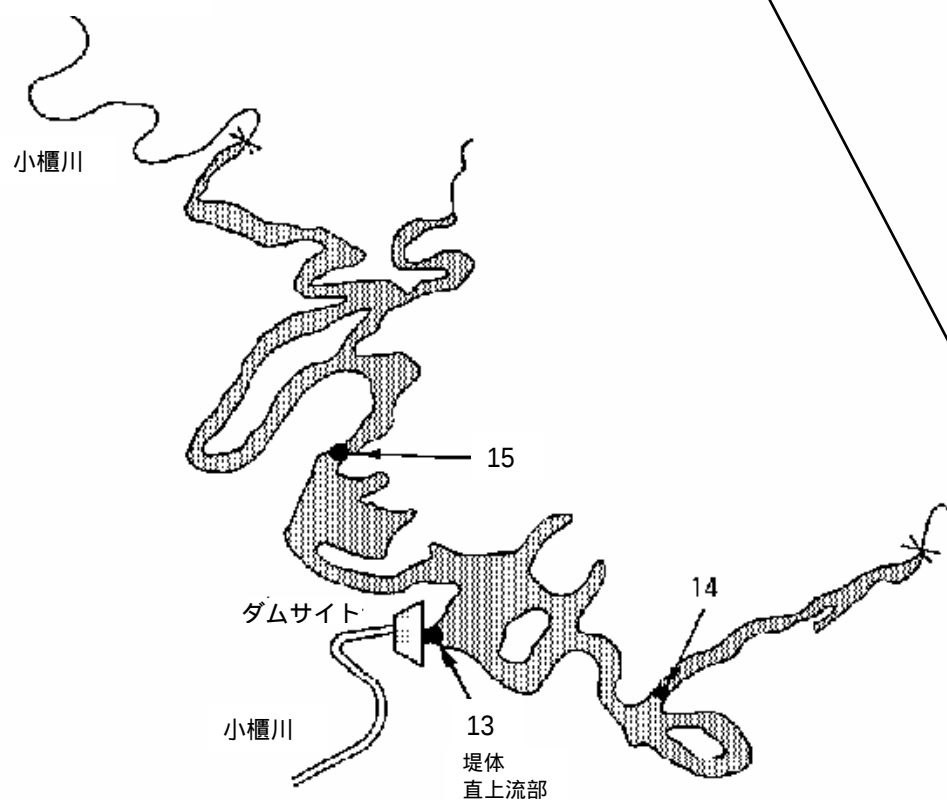
別図 - 2 公共用水域水質測定地点図（湖沼）



別図 - 2 つづき



亀山ダム貯水池

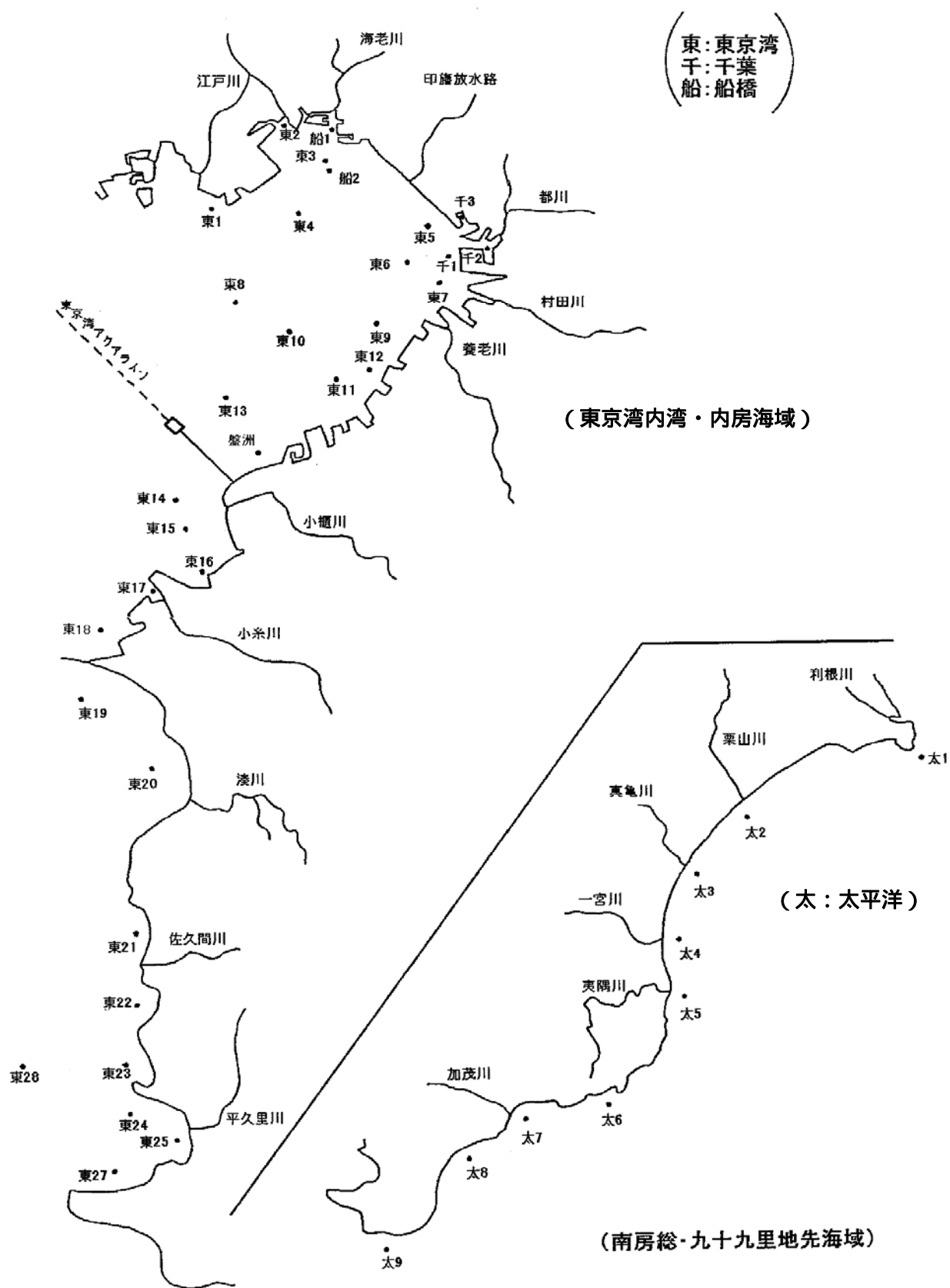


別表- 3 測定地点（海域）

	海域名	COD			N・P			水生生物(全亜鉛)			番号	測定地点名	緯度・経度 (世界測地系)	測定地点の 所在地	測定 機関名
		類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点	類型 指定 水域名	環境 基準 類型	環境 基準 点					
東京内湾	東京湾	千葉港（甲）	C	○	千葉港		○	東京湾	A	○	1	東京湾5	N 35° 36' 19" E 140° 03' 40"	稲毛沿岸	千葉県
	東京湾	千葉港（甲）	C	○	千葉港		○	東京湾	A	○	2	東京湾7	N 35° 33' 52" E 140° 04' 34"	千葉沿岸	千葉県
	東京湾	千葉港（甲）	C	○	千葉港		○	東京湾	A	○	3	東京湾12	N 35° 30' 27" E 140° 00' 58"	姉崎沿岸	千葉県
	東京湾	千葉港（甲）	C		千葉港			東京湾	A		4	千葉1	N 35° 35' 01" E 140° 04' 43"	千葉港前面	千葉市
	東京湾	千葉港（甲）	C		千葉港			東京湾	A		5	千葉2	N 35° 35' 03" E 140° 06' 30"	千葉港内	千葉市
	東京湾	千葉港（甲）	C		千葉港			東京湾	A		6	千葉3	N 35° 36' 23" E 140° 05' 09"	千葉新港	千葉市
	東京湾	千葉港（乙）	B	○	東京湾（二）		○	東京湾	A	○	7	東京湾6	N 35° 35' 26" E 140° 03' 19"	千葉航路	千葉県
	東京湾	千葉港（乙）	B	○	東京湾（二）		○	東京湾	A	○	8	東京湾9	N 35° 32' 13" E 140° 01' 12"	五井沖	千葉県
	東京湾	千葉港（乙）	B	○	東京湾（二）		○	東京湾	A	○	9	東京湾11	N 35° 29' 53" E 139° 59' 08"	姉崎沖	千葉県
	東京湾	東京湾（1）	C	○	東京湾（二）			東京湾	A		10	東京湾17	N 35° 21' 24" E 139° 50' 48"	君津航路	千葉県
	東京湾	東京湾（2）	C	○	東京湾（イ）		○	東京湾	A	○	11	東京湾16	N 35° 22' 12" E 139° 52' 55"	木更津航路	千葉県
	東京湾	東京湾（3）	C	○	東京湾（ロ）			東京湾	A		12	船橋1	N 35° 40' 00" E 139° 58' 58"	船橋港内	船橋市
	東京湾	東京湾（4）	C	○	東京湾（ロ）			東京湾（イ）	特A	○	13	東京湾2	N 35° 40' 15" E 139° 57' 07"	江戸川河口	千葉県
	東京湾	東京湾（9）	B	○	東京湾（ロ）		○	東京湾	A	○	14	東京湾1	N 35° 36' 38" E 139° 53' 52"	浦安沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（9）	B	○	東京湾（ロ）		○	東京湾	A	○	15	東京湾3	N 35° 38' 45" E 139° 59' 25"	京葉港沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（9）	B		東京湾（ロ）			東京湾	A		16	船橋2	N 35° 38' 28" E 139° 59' 14"	船橋航路	船橋市
	東京湾	東京湾（11）	B	○	東京湾（ロ）		○	東京湾	A	○	17	東京湾4	N 35° 36' 26" E 139° 58' 02"	市川・船橋沖	千葉県
	東京湾	東京湾（11）	B	○	東京湾（ロ）		○	東京湾	A	○	18	東京湾8	N 35° 33' 02" E 139° 54' 36"	湾中央	千葉県
	東京湾	東京湾（12）	B	○	東京湾（二）		○	東京湾	A	○	19	東京湾10	N 35° 32' 17" E 139° 57' 11"	千葉航路入口	千葉県
	東京湾	東京湾（12）	B	○	東京湾（二）		○	東京湾	A	○	20	東京湾15	N 35° 24' 07" E 139° 51' 47"	木更津沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（12）	B	○	東京湾（二）		○	東京湾（ハ）	特A	○	21	東京湾18	N 35° 20' 37" E 139° 47' 58"	富津航路	千葉県
	東京湾	東京湾（16）	A	○	東京湾（二）		○	東京湾	A	○	22	東京湾13	N 35° 29' 02" E 139° 54' 38"	袖ヶ浦沖	千葉県
	東京湾	東京湾（16）	A	○	東京湾（二）		○	東京湾	A	○	23	東京湾14	N 35° 25' 29" E 139° 51' 46"	木更津沖	千葉県
	東京湾	千葉港（乙）	B		東京湾（二）			東京湾（ロ）	特A	○	24	盤洲	N 35° 27' 28" E 139° 56' 58"	盤洲干潟沖	千葉県
東京内房	東京湾	東京湾（17）	A	○	東京湾（水）		○	東京湾（水）	特A	○	25	東京湾19	N 35° 17' 00" E 139° 47' 04"	富津沖下	千葉県
	東京湾	東京湾（17）	A	○	東京湾（水）		○	東京湾（水）	特A	○	26	東京湾20	N 35° 14' 24" E 139° 50' 02"	上総湊沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（17）	A		東京湾（水）			東京湾	A		27	東京湾21	N 35° 08' 09" E 139° 49' 24"	保田沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（17）	A		東京湾（水）			東京湾	A		28	東京湾22	N 35° 05' 20" E 139° 49' 41"	岩井沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（17）	A		東京湾（水）			東京湾	A		29	東京湾23	N 35° 03' 09" E 139° 48' 09"	富浦沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（17）	A		東京湾（水）			東京湾	A		30	東京湾24	N 35° 00' 58" E 139° 49' 13"	船形沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（17）	A		東京湾（水）			東京湾	A		31	東京湾25	N 34° 59' 42" E 139° 50' 49"	北条沿岸	千葉県
	東京湾	東京湾（17）	A		東京湾（水）			東京湾	A		32	東京湾27	N 34° 59' 47" E 139° 48' 04"	西岬沿岸	千葉県
九十九里	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34	太平洋1	N 35° 40' 03" E 140° 53' 13"	銚子沿岸	千葉県
	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	太平洋2	N 35° 35' 10" E 140° 33' 44"	横芝沿岸	千葉県
	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36	太平洋3	N 35° 28' 55" E 140° 27' 13"	大網白里沿岸	千葉県
	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	太平洋4	N 35° 22' 51" E 140° 25' 05"	一宮沿岸	千葉県
南房総	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38	太平洋5	N 35° 16' 52" E 140° 26' 04"	大原沿岸	千葉県
	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	太平洋6	N 35° 07' 11" E 140° 18' 33"	勝浦沿岸	千葉県
	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	太平洋7	N 35° 04' 26" E 140° 08' 35"	鴨川沿岸	千葉県
	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	太平洋8	N 35° 00' 19" E 140° 02' 28"	和田沿岸	千葉県
	(南房総・九十九里)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42	太平洋9	N 34° 52' 56" E 139° 53' 32"	白浜沿岸	千葉県

A: 海域生物A
特A: 海域生物特A

別図 - 3 公共用水域の水質測定地点図（海域）



河川水質測定計画

類型指定水域名(水生生物)
江戸川:江戸川及び旧江戸川(全域)
利根川:利根川中・下流(坂東大橋より下流)

* 総水銀が検出された場合、アルキル水銀を測定する。

- 21 -

河川水質測定計画

- 22 -

別表6 海域水質測定計画

[illegible]

A:海域生物A
特A:海域生物特A

別表-7 水質測定方法

項目	方法	項目	方法
pH	JIS K0102 12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
DO	JIS K0102 32に掲げる方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計算結果の得られる方法	ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
BOD	JIS K0102 21に定める方法	セレン	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
COD	JIS K0102 17に定める方法（*ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素:JIS K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法 亜硝酸性窒素:JIS K0102 43.1に定める方法
SS	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法（注1）	ふっ素	JIS K0102 34.1又は34.1c（注第3文を除く）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる）および付表6に定める方法
大腸菌群数	昭和46年環境庁告示第59号別表2に掲げる方法（最確数による定量法）	ほう素	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法
n-ヘキサン抽出物質	* 昭和46年環境庁告示第59号付表10に掲げる方法	1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
全窒素	JIS K0102 45.2、45.3又は45.4に定める方法	フェノール類	JIS K0102 28.1に定める方法
全りん	JIS K0102 46.3に定める方法	銅	JIS K0102 52に定める方法
全亜鉛	JIS K0102 53に定める方法（準備操作はJIS K0102 53に定める方法によるほか、昭和46年環境庁告示第59号付表9に掲げる方法によることができる。また、JIS K0102 53で使用する水については昭和46年環境庁告示第59号付表9の1の(1)による。）	溶解性鉄	No.5C ろ紙でろ過後、ろ液をJIS K0102 57.2に定める方法で測定
カドミウム	JIS K0102 55に定める方法	溶解性マンガン	No.5C ろ紙でろ過後、ろ液をJIS K0102 56.2に定める方法で測定
全シアン	JIS K0102 38.1.2及び38.2に定める方法又はJIS K0102 38.1.2及び38.3に定める方法	クロム	JIS K0102 65.1に定める方法
鉛	JIS K0102 54に定める方法	トリハロメタン生成能	平成6年環水管第149号、環水規第163号別紙に掲げる方法（注2）
六価クロム	JIS K0102 65.2に定める方法	アンモニア性窒素	上水試験方法(2001) -2 10.2〔参考〕及び10.4に掲げる方法 * 海洋観測指針(1990)8.8.2.4に掲げる方法
砒素	JIS K0102 61.2、61.3又は61.4に定める方法	りん酸性りん	JIS K0102 46.1に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	塩化物イオン	衛生試験法(2000)（飲料水）24.2又はJIS K0102 35に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	塩分	* 海洋観測指針(1999)5.3に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法	電気伝導率	JIS K0102 13に定める方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	TOC	JIS K0102 22に定める方法方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	DOC	予め450度、1時間加熱処理したワットマンGF/Cでろ過後、ろ液をJIS K0102 22に定める方法で測定
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	陰イオン界面活性剤	JIS K0102 30.1.1又はJIS K0102 30.1.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	溶解性COD	GFP(GF/C)でろ過後、ろ液をJIS K0102 17に定める方法で測定
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	クロロフィルa	上水試験方法(2001) -4 27に掲げる方法（GF/C使用） * 上水試験方法(2001) -4 27備考に掲げる方法（GF/C使用）又は海洋観測指針(1999)6.3.2に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	プランクトン	採水法による種別の同定・計数及び総固体数計数
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	ノニルフェノール	外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアルに定める方法（平成10年10月 環境省） またはJIS K0450 20.10:2002に定める方法
トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	要監視項目（健康項目）	平成11年環水規第79号に掲げる方法及び平成16年環境省通知に掲げる方法（注3）
テトラクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	要監視項目（水生生物項目）	平成15年環境省通知に掲げる方法（注4）
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法		
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法		
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法		

注1 昭和46年環境庁告示第59号とは「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）をいう。

注2 平成6年環水管第149号、環水規第163号とは「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の施行について」（平成6年7月14日環境庁水質保全局水質管理課長、水質規制課長通知）をいう。

注3 平成11年環水規第79号とは「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成11年3月12日環境庁水質保全局水質規制課長通知）をいう。

注4 平成16年環境省通知による方法とは平成16年3月31日付け環境省水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」別表2による方法をいう。

注4 平成15年環境省通知による方法とは平成15年11月5日付け環境省水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」別表3による方法をいう。

* 印 海域の分析方法

別表- 8 底質測定方法

項目	方法
酸化還元電位（ORP）	現場において採取した底質のORPを測定する。（飽和甘コウ電極の値として算出）
乾燥減量（含水率）	環境庁底質調査方法 ． 3 に掲げる方法
強熱減量	環境庁底質調査方法 ． 4 に掲げる方法
微細泥率	水保研資料№ 1 5 底質調査方法と解説 2 5 に掲げる方法
pH	水質汚濁調査指針 5 ． 5 ． 1 又は 5 ． 5 ． 2 に掲げる方法
全窒素	地球科学的試料の化学分析法 1 ． 4 ． 5 又は 環境庁底質調査方法 ． 1 8 ． 2 に掲げる方法
全りん	環境庁底質調査方法 ． 1 9 ． 2 に掲げる方法
全炭素	地球科学的試料の化学分析法 1 ． 4 ． 5 又は 土壤養分分析法 9 ． 2 に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	環境庁底質調査方法 ． 1 5 に掲げる方法
水銀	環境庁底質調査方法 ． 5 ． 1 ． 3 に掲げる方法
カドミウム	環境庁底質調査方法 ． 6 ． 1 に掲げる方法
鉛	環境庁底質調査方法 ． 7 ． 1 に掲げる方法
ヒ素	環境庁底質調査方法 ． 1 3 ． 1 に掲げる方法
セレン	乾燥試料をJIS K 0102 67.2に定める方法で分析
鉄	環境庁底質調査方法 ． 1 0 ． 1 に掲げる方法
マンガン	環境庁底質調査方法 ． 1 1 ． 1 に掲げる方法
亜鉛	環境庁底質調査方法 ． 9 ． 1 に掲げる方法
銅	環境庁底質調査方法 ． 8 ． 1 に掲げる方法
クロム	環境庁底質調査方法 ． 1 2 ． 2 に掲げる方法

平成 2 2 年度 地下水の水質測定計画

平成 22 年度地下水の水質測定計画

1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により、千葉県の区域に属する地下水の水質を常時監視するために行う水質測定について、必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までとする。

3 調査区分

(1) 概況調査

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（ダイオキシン類を除く。）を対象として、県下の全体的な地下水の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査は次の 2 種類を行う。

なお、概況調査により新たに地下水汚染が確認された場合には、当該地点の周辺調査を速やかに実施する。

定点観測

同一地点において、地下水の水質の経年的変化を把握するために行う。

移動観測

未把握の地下水汚染を発見するため、調査地域を 1 km あるいは 2 km メッシュに区切り、ローリング方式で、毎年度調査地点を変えて行う。

(2) 継続監視調査

地下水の水質汚濁に係る環境基準項目について、地下水汚染が確認された地域の汚染を継続的に監視するために行う。

(3) その他調査（要監視項目調査）

要監視項目に関して、県下の地下水の概況を把握するために実施する。

4 測定項目及び測定頻度

(1) 概況調査及び継続監視調査

概況調査及び継続監視調査に係る測定項目と測定頻度は、下表のとおりとする。

調査区分	測定項目	測定頻度
概況調査	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号）に示す 28 項目。ただし、原則としてアルキル水銀は総水銀が検出された場合に測定する。	年 1 回
継続監視調査	当該地域において汚染が確認されている物質とする。 ただし、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,1-ジクロロエチレン及び 1,2-ジクロロエチレンのいずれかの汚染の場合は、原則として、これらの 7 物質とも測定する。	年 1 回以上

(2) その他調査 (要監視項目調査)

測定項目	測定頻度
E P N、ニッケル、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン なお、測定機関によって、一部の項目のみ測定する場合がある。	年 1 回

5 測定方法

水質測定方法については (1) 及び (2) に掲げる方法によることとする。

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準項目

項 目	測 定 方 法
カドミウム	JIS K0102 55に定める方法
全シアン	JIS K0102 38.1.2及び38.2に定める方法又はJIS K0102 38.1.2 及び38.3に定める方法
鉛	JIS K0102 54に定める方法
六価クロム	JIS K0102 65.2に定める方法
砒素	JIS K0102 61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号 (以下、「公共用水域告示」とい う。) 付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 トランス体にあつては、JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める 方法
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	
ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	硝酸性窒素にあつてはJIS K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定 める方法、亜硝酸性窒素にあつてはJIS K0102 43.1に定める方法
ふっ素	JIS K0102 34.1 に定める方法又はJIS K0102 34.1 c (第3文を除 く) に定める方法及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法

(2) 要監視項目

項 目	測 定 方 法
E P N	平成11年環水規第79号に掲げる方法
ニッケル	JIS K0102 59.3に定める方法又は環水規付表4若しくは付表5に掲げる方法
アンチモン	平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」別表2に掲げる方法
エピクロロヒドリン	
全マンガン	
ウラン	

6 測定地点及び測定機関

測定地点は、別表及び別図のとおりとし、国（国土交通省が管理する観測井）、県及び水質汚濁防止法施行令第10条による政令市が実施する。

(1) 概況調査及び継続監視調査

		国 土 交 通 省	県	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	柏市	市原市	合計
概況調査	定点 観測	4	1 2	1	0	1	2	1	0	2 1
	移動 観測	0	9 2	1 6	1 2	1 3	1 2	8	9	1 6 2
	小計	4	1 0 4	1 7	1 2	1 4	1 4	9	9	1 8 3
継続監視 調 査		0	4 5	4 6	3	1 2	1 0	3	0	1 1 9
合 計		4	1 4 9	6 3	1 5	2 6	2 4	1 2	9	3 0 2

(2) その他調査（要監視項目調査）

国 土 交 通 省	県	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	柏市	市原市	合計
1	1 0	3	1 2	1 4	1 4	3	1	5 8

測定井戸は概況調査対象井戸のうちから選定する。

7 測定結果の送付及び公表

国及び政令市は、この水質測定計画に基づき実施した測定結果を千葉県知事に送付するものとし、千葉県知事はこれらの測定結果を取りまとめのうえ公表する。

8 その他

この計画に定めのない事項については、測定担当機関が協議の上、定めるものとする。

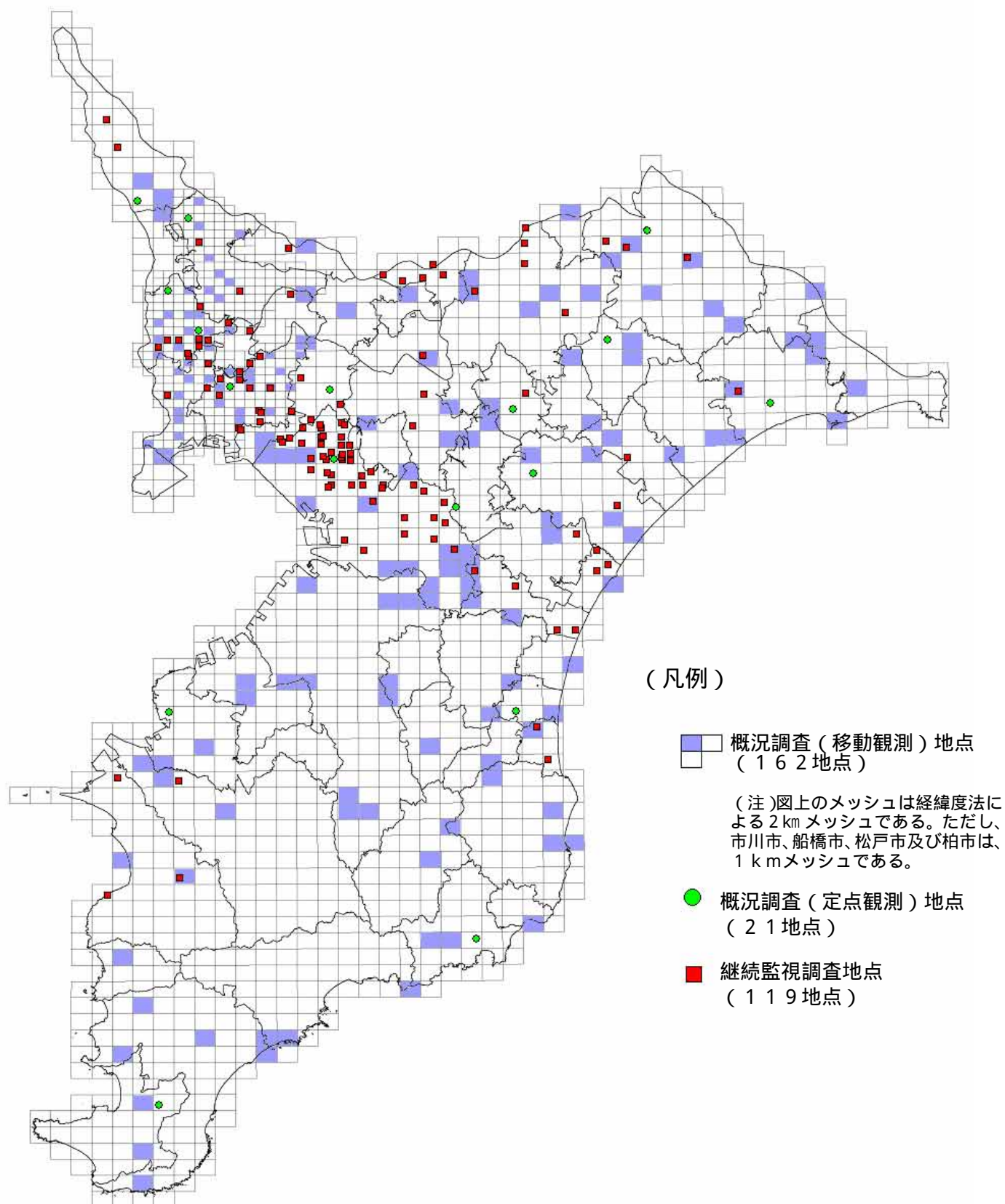
別表 平成 2 2 年度における測定機関ごとの調査地点数

測定 機関	市町村名	概況調査		継続 監視 調査	合計	測定 機関	市町村名	概況調査		継続 監視 調査	合計
		定点 観測	移動 観測					定点 観測	移動 観測		
国土交通省	千葉市	1	0	0	1	千葉県	山武市	1	4	1	6
	柏市	1	0	0	1		いすみ市	0	4	0	4
	鎌ヶ谷市	1	0	0	1		酒々井町	0	1	0	1
	栄町	1	0	0	1		印旛村	0	1	1	2
	小計	4	0	0	4		本埜村	0	1	0	1
		4					栄町	0	1	5	6
千葉県	銚子市	0	2	0	2		神崎町	0	1	0	1
	館山市	1	2	0	3		多古町	1	2	0	3
	木更津市	1	2	0	3		東庄町	0	2	0	2
	野田市	1	2	2	5		大網白里町	0	1	4	5
	茂原市	0	2	0	2		九十九里町	0	1	3	4
	成田市	0	4	5	9		芝山町	0	1	0	1
	佐倉市	0	2	2	4		横芝光町	0	3	1	4
	東金市	0	2	1	3		一宮町	0	1	2	3
	旭 市	1	3	1	5		睦沢町	0	1	0	1
	習志野市	0	1	2	3		長生村	1	1	0	2
	勝浦市	1	2	0	3		白子町	0	1	0	1
	流山市	0	1	0	1		長柄町	0	1	0	1
	八千代市	1	1	3	5		長南町	0	1	0	1
	我孫子市	0	1	1	2		大多喜町	0	2	0	2
	鴨川市	0	3	0	3		御宿町	0	1	0	1
	鎌ヶ谷市	0	1	2	3		鋸南町	0	1	0	1
	君津市	0	4	1	5		小計	12	92	45	149
	富津市	0	2	3	5			104			
	浦安市	0	1	0	1	政令市	千葉市	1	16	46	63
	四街道市	0	1	0	1		市川市	0	12	3	15
	袖ヶ浦市	0	2	0	2		船橋市	1	13	12	26
	八街市	1	2	0	3		松戸市	2	12	10	24
	印西市	0	1	0	1		柏市	1	8	3	12
	白井市	0	1	1	2		市原市	0	9	0	9
	富里市	1	1	1	3		小計	5	70	74	149
	南房総市	0	5	0	5			75			
	匝瑳市	0	2	0	2	合計	21	162	119	302	
	香取市	1	6	3	10		183				

(注 1) 表の調査地点数は、予定数であり、数が変わる可能性もある。

(注 2) 市町村名は、平成 2 2 年 1 月末時点の表記とする。

平成 2 2 年度 地下水の水質測定地点図



平成 2 2 年度
ダイオキシン類水質測定計画
(公共用水域、地下水及び土壌)

平成 22 年度ダイオキシン類常時監視計画（公共用水域、地下水及び土壌）

1 目 的

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 26 条第 1 項の規定により公共用水域及び地下水の常時監視を実施するために、必要な事項を定めるものである。

2 実施期間

平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までとする。

3 測定内容

（1）公共用水域

ア 測定地点

（ア）水質

原則として、公共用水域水質測定地点のうち、

「県水質調査地点については、平成 16 年度から 20 年度までの調査において測定値の最高値が 0.5pg-TEQ/L 以上の測定地点」

「国土交通省と市による継続監視を行っている地点」

を継続監視調査地点とする。

また、継続監視調査地点以外の地点をローリング調査地点とし、平成 21 年度から 5 年間で一巡するよう測定する。

（イ）底質

原則として、公共用水域底質測定地点のうち、

「県水質調査地点については、平成 16 年度から 20 年度までの調査において測定値の最高値が 75pg-TEQ/g 以上の測定地点」

「国土交通省と市による継続監視を行っている地点」

を継続監視調査地点とする。

また、河川は 1 河川につき河口部 1 地点、海域は類型指定水域ごとに各 1 地点及び平成 16 年度から東京湾内の補足調査として追加した地点を、5 年間で一巡するようローリング調査を実施する。

イ 測定地点数

上記アの測定を実施すること等の条件を踏まえ、下表のとおり実施する。

個別の測定地点及び調査測定機関は別表 1、2 及び 3 並びに別図 1、2 及び 3 に示すとおりである。

区分	水質		底質	
	河川、湖沼 及び海域数	測定地点数 (継続監視調査地点)	河川、湖沼 及び海域数	測定地点数 (継続監視調査地点)
河川	49	66 (59)	31	35 (22)
湖沼	4	8 (8)	3	3 (3)
海域	3	13 (5)	1	7 (6)
計	56	87 (72)	35	45 (31)

ウ 測定回数

各測定地点の測定回数は、別表 1、2 及び 3 のとおりとする。

区分	水質	底質
河川	年 1 ～ 2 回	年 1 回
湖沼	年 1 ～ 2 回	年 1 回
海域	年 1 回	年 1 回

エ 測定方法

- ・ J I S K 0 3 1 2 (2 0 0 5)
- ・「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(環境省：平成 2 1 年 3 月)
- ・「底質のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」(環境省：平成 2 1 年 3 月)
- ・「ダイオキシン類対策特別措置法の施行について」(平成 1 2 年 1 月 1 2 日環企企第 1 1 号ほか)

(2) 地下水

ア 測定地点

測定地点は別表 4 のとおりであり、県及び市町村が実施する測定数量は下表のとおりである。

なお、県は平成 2 0 年度から 2 4 年度までの 5 年間で県内市町村 (千葉市、船橋市及び柏市を除く。) を一巡するように実施する。

県	千葉市	船橋市	柏市	松戸市	成田市	計
1 1	3	1	2	2	3	2 2

イ 測定回数

年 1 回

ウ 測定方法

- ・ J I S K 0 3 1 2 (2 0 0 5)
- ・「ダイオキシン類対策特別措置法の施行について」(平成 1 2 年 1 月 1 2 日環企企第 1 1 号ほか)

(3) 土壌

ア 測定地点

測定地点は別表 5 のとおりであり、県及び市町村が実施する測定数量は下表のとおりである。

なお、県は平成 2 2 年度から 2 6 年度までの 5 年間で県内市町村 (千葉市、船橋市及び柏市を除く。) を一巡するように実施する。

県	千葉市	船橋市	柏市	市川市	成田市	旭市	習志野市	八千代市	匝瑳市	計
2 1	3	1	2	1	3	1	1	3	2	3 8

イ 測定回数

年 1 回

ウ 測定方法

・「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(環境省：平成21年3月改定)
<http://www.env.go.jp/chemi/dioxin/manual/dojo-manual/main.pdf>

4 調査測定機関

(1) 公共用水域

国土交通省、県、千葉市、船橋市、柏市及びダイオキシン類対策特別措置法第27条第1項の規定により測定する市町村(市川市、木更津市、松戸市、成田市、佐倉市、旭市、市原市及び袖ヶ浦市。以下「調査測定市町村」という。)が実施する。

(2) 地下水

県、千葉市、船橋市、柏市及び調査測定市町村(松戸市及び成田市)が実施する。

(3) 土壌

県、千葉市、船橋市、柏市及び調査測定市町村(市川市、成田市、旭市、習志野市、八千代市、匝瑳市)が実施する。

5 調査測定結果の送付及び公表等

国土交通省、千葉市、船橋市、柏市及び調査測定市町村は、この測定計画に基づき行った調査測定結果を年度の末日までに千葉県知事に送付するものとし、千葉県知事はこれらの調査測定結果を取りまとめのうえ公表する。

なお、国土交通省、千葉市、船橋市、柏市及び調査測定市町村は、環境基準値を超える調査測定結果が得られたときは、直ちに千葉県知事に報告し、県と協議するものとする。

6 その他

本計画に定めのない事項については、各調査測定機関が協議のうえ定めるものとする。

平成22年度ダイオキシン類水質測定計画(公共用水域)総括表

公共用水域の水質及び底質

水域区分		測定機関	水質			底質		
			河川、湖沼 及び海域数	測定地点数		河川、湖沼 及び海域数	測定地点数	
				地点数	機関別		地点数	機関別
河川	江戸川・利根川等	国土交通省	2	3	3	2	3	3
	江戸川流入河川	千葉県	4	6 ¹⁾	5	4	4	1
		市町村			3			3
	手賀沼流入河川	千葉県	5	5	2	3	3	-
		柏市			3			3
	印旛沼流入河川	千葉県	5	7 ¹⁾	4	4	5	1
		千葉市			1			-
		市町村			4			4
	利根川流入河川	千葉県	9	13	12	2	2	2
		市町村			1			-
	九十九里海域流入河川	千葉県	8	11 ¹⁾	11	3	3	3
		市町村			1			-
	南房総海域流入河川	千葉県	4	4	4	3	3	3
	東京湾内房流入河川	千葉県	3	3	3	2	2	2
		千葉県	9	14	3	8	10	1
		千葉市			4			3
		船橋市			1			1
		市町村			6			5
	計		49	66		31	35	
湖沼	印旛沼	千葉県	1	4	4	1	1	1
	手賀沼	千葉県	1	2	1	1	1	-
		柏市			1			1
	高滝ダム貯水池	市町村	1	1	1	1	1	1
	龍山ダム貯水池	千葉県	1	1	3	1	1	1
	計		4	8		4	4	
海域	東京湾内湾	千葉県	1	7	2	1	7	2
		千葉市			4			4
		船橋市			1			1
	東京湾内房	千葉県	1	4	4	-	-	-
	南房総	千葉県	1	1	1	-	-	-
	計		3	12		1	7	

1) 測定地点数において、千葉県と市町村が同一地点を実施している地点があるため、機関別の合計と地点数が一致しない河川がある。

平成22年度ダイオキシン類測定地点

別表1

(1) 河川

	河川名	測定地点名	水 質	調 査	測定機関名	底 質	調 査	測定機関名	番 号
江戸川	江戸川	江戸川水門	1		国土交通省	1		国土交通省	(7)
江戸川流入河川	坂川	弁天橋	1		松戸市	1		松戸市	(12)
		赤坎樋門	1	○	千葉県	—	—	—	13
	新坂川	さかね橋	2(1)		松戸市 千葉県	1		松戸市	(14)
	国分川	須和田橋	2(1)		市川市 千葉県	1		市川市	(17)
	真間川	根本水門	2		千葉県	1	○	千葉県	(19)
		三戸前橋	2		千葉県	—	—	—	(20)
利根川	利根川	栄橋(布川)	1		国土交通省	1		国土交通省	(24)
		水郷大橋(佐原)	1		国土交通省	1		国土交通省	(27)
手賀沼流入河川	亀成川	亀成橋	2		千葉県	—	—	—	(30)
	金山落	名内橋	2		千葉県	—	—	—	(31)
	染井入落	染井新橋	2		柏市	1		柏市	32
	大津川	上沼橋	2		柏市	1		柏市	(33)
	大堀川	北柏橋	2		柏市	1		柏市	(34)
印旛沼流入河川	鹿島川	岩富橋	2(1)		佐倉市 千葉県	1		佐倉市	36
		鹿島橋	1		佐倉市	1		佐倉市	(37)
		下泉橋	2		千葉市	—	—	—	501
	高崎川	竜灯橋	1		佐倉市	1		佐倉市	(38)
	手繰川	無名橋	2(1)		佐倉市 千葉県	1		佐倉市	(39)
	師戸川	師戸橋	2		千葉県	1	○	千葉県	(40)
	神崎川	神崎橋	2		千葉県	—	—	—	(41)
利根川流入河川	長門川	長門橋	2		千葉県	—	—	—	(44)
	根木名川	根木名橋	2		千葉県	—	—	—	46
		新川水門	2		成田市	—	—	—	(47)
	大須賀川	関橋	2		千葉県	—	—	—	49
	与田浦川	与田浦橋	2		千葉県	1	○	千葉県	52
	小野川	小野川水門	2		千葉県	—	—	—	(53)
	黒部川	迎田橋	2		千葉県	—	—	—	54
		中央大橋	2		千葉県	—	—	—	(55)
		黒部川水門	2		千葉県	—	—	—	(56)
	清水川	山川橋	2		千葉県	—	—	—	57
		清水橋	2		千葉県	—	—	—	(58)
	忍川	富川地先	2		千葉県	—	—	—	59
	高田川	白石取水場	2		千葉県	1	○	千葉県	(60)

(1)河川 つづき

	河川名	測定地点名	水 質	調査	測定機関名	底 質	調査	測定機関名	番号
九十九里海域流入河川	新川	干潟大橋	2(1)		旭市 千葉県	—	—	—	(62)
		駒込堰	2		千葉県	—	—	—	(63)
	栗山川	新井橋	2		千葉県	—	—	—	(64)
		栗嶋橋	2		千葉県	—	—	—	65
		木戸大橋	2		千葉県	1	○	千葉県	(66)
	高谷川	与平橋	2		千葉県	1	○	千葉県	(67)
	木戸川	木戸橋	2		千葉県	—	—	—	(69)
	作田川	龍宮大橋	2		千葉県	—	—	—	(70)
	真亀川	真亀橋	2		千葉県	1	○	千葉県	(72)
	南白亀川	観音堂橋	2		千葉県	—	—	—	(73)
	一宮川	昭和橋	2		千葉県	—	—	—	(74)
流入南房総河川	夷隅川	江東橋	2		千葉県	—	—	—	(80)
	二夕間川	坂本	1	○	千葉県	1	○	千葉県	81
	待崎川	加茂川橋	1	○	千葉県	1	○	千葉県	(85)
	瀬戸川	瀬戸川橋	1	○	千葉県	1	○	千葉県	89
東京湾内流入河川	平久里川	平成橋	2		千葉県	1	○	千葉県	(95)
	湊川	湊橋	1	○	千葉県	1	○	千葉県	(99)
	染川	染川橋	1	○	千葉県	—	—	—	101
東京湾内湾流入河川	小糸川	人見橋	2		千葉県	—	—	—	(105)
	矢那川	富士見橋	2		千葉県	1	○	千葉県	107
	小櫃川	岩田橋	1	○	千葉県	—	—	—	(108)
		小櫃橋	2		袖ヶ浦市	1		袖ヶ浦市	(110)
		椿橋	2		木更津市	—	—	—	111
	養老川	持田崎橋	1		市原市	1		市原市	(113)
		浅井橋	1		市原市	1		市原市	(114)
		養老大橋	1		市原市	1		市原市	(115)
	村田川	新村田橋	1		市原市	1		市原市	(118)
		高本谷橋	2		千葉市	—	—	—	502
	都川	都橋	2		千葉市	1		千葉市	(119)
	葭川	日本橋	2		千葉市	1		千葉市	(120)
	印旛放水路(下流)	新花見川橋	2		千葉市	1		千葉市	(121)
	海老川	八千代橋	1		船橋市	1		船橋市	(122)

別表2

(2) 湖沼

	湖沼名	測定地点名	水質	調査	測定機関名	底質	調査	測定機関名	番号
印旛沼	印旛沼	阿宗橋	2		千葉県	—	—	—	1
		上水道取水口下	2		千葉県	—	—	—	(2)
		一本松下	2		千葉県	—	—	—	3
		北印旛沼中央	2		千葉県	—	—	—	4
手賀沼	手賀沼	手賀沼中央	2		千葉県	—	—	—	(6)
		下手賀沼中央	2		柏市	1		柏市	8
高滝ダム貯水池	高滝ダム貯水池	加茂橋下流部	1		市原市	1		市原市	(10)
亀山ダム貯水池	亀山ダム貯水池	堤体直上流部	2		千葉県	1		千葉県	(13)

別表3

(3) 海域

	水域名	測定地点名	水質	調査	測定機関名	底質	調査	測定機関名	番号
東京湾内湾	千葉港(甲)	千葉1	1		千葉市	1		千葉市	4
		千葉2	1		千葉市	1		千葉市	5
		千葉3	1		千葉市	1		千葉市	6
	千葉港(乙)	東京湾9	1	○	千葉県	1		千葉県	8
		東京湾E	—	—	—	1	○	千葉県	E
	東京湾(3)	船橋1	1		船橋市	1		船橋市	(12)
	東京湾(11)	東京湾4	1	○	千葉県	—	—	—	17
	東京湾(12)	東京湾18	1	○	千葉県	—	—	—	21
東京湾内房	東京湾(9)	千葉4	1		千葉市	1		千葉市	42
		東京湾19	1	○	千葉県	—	—	—	25
		東京湾21	1	○	千葉県	—	—	—	27
		東京湾25	1	○	千葉県	—	—	—	31
南房総	南房総	東京湾28	1	○	千葉県	—	—	—	33
		太平洋6	1	○	千葉県	—	—	—	39

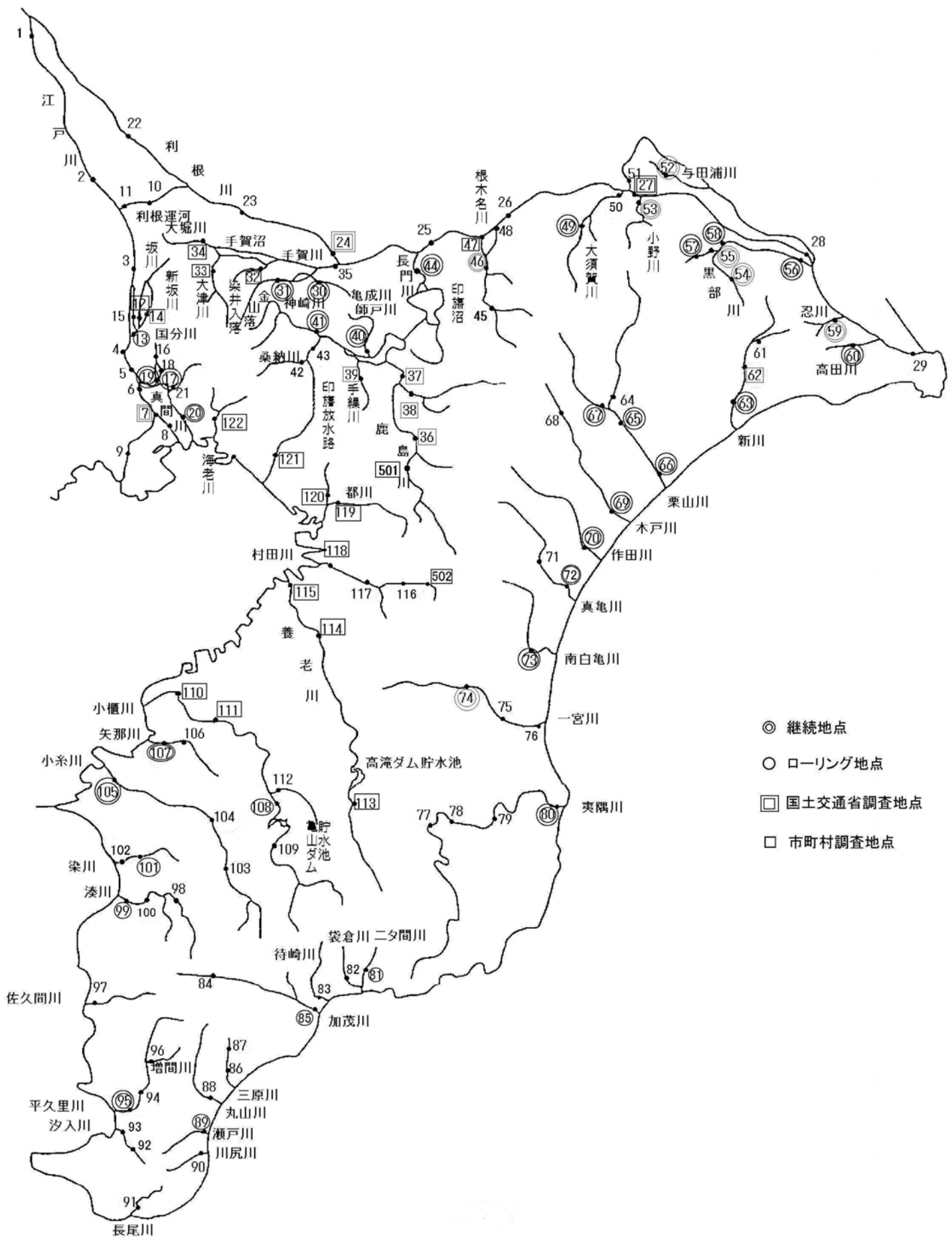
印は毎年継続して調査する地点 ○印は数年ごとに調査する地点

「番号」は公共用水域測定計画の別表4、5及び6に示す測定地点番号、()は環境基準点を示す。

「水質」の()は県実施分で内数

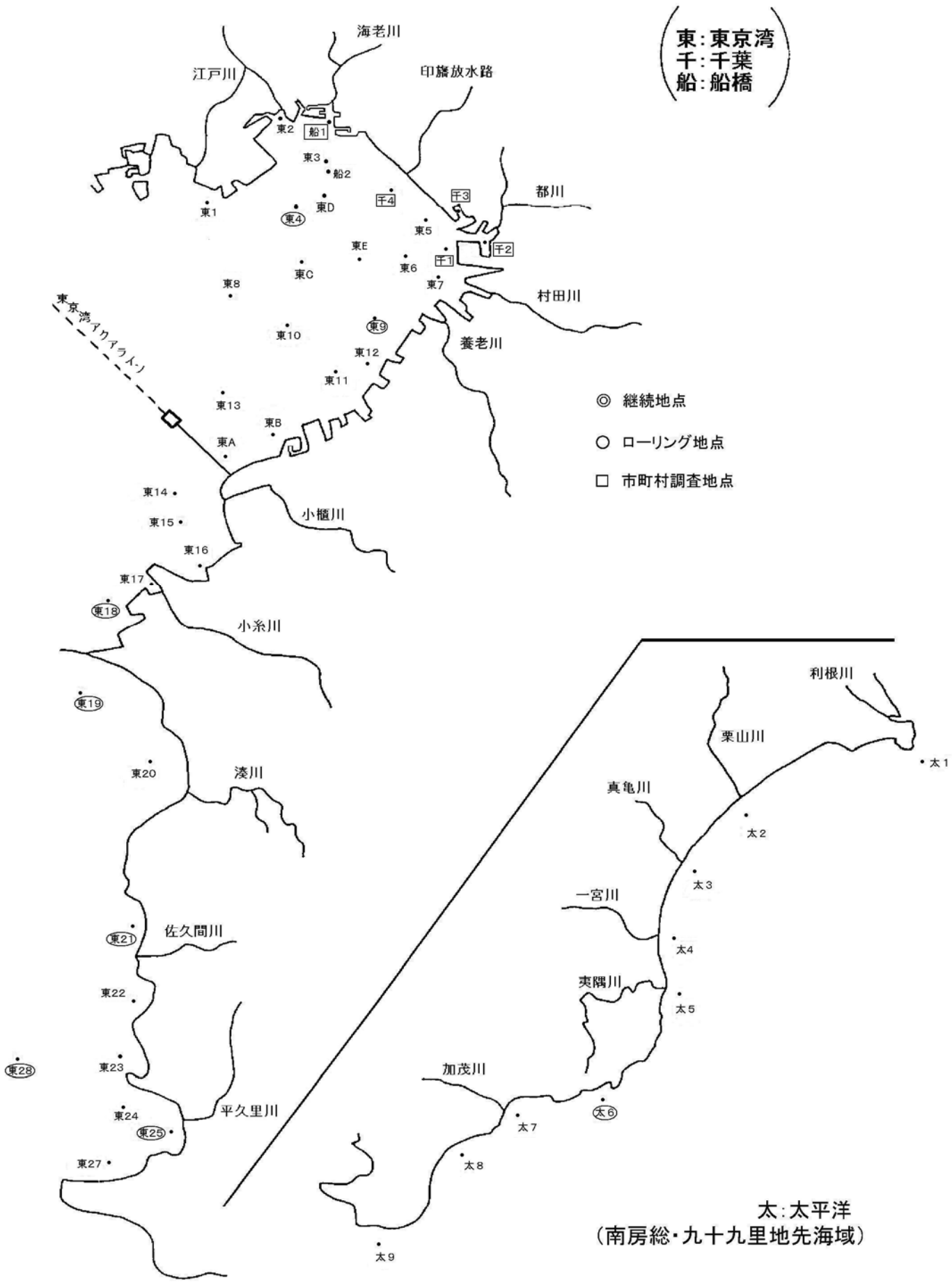
ダイオキシン類公共用水域水質測定地点図

別図一1-河川



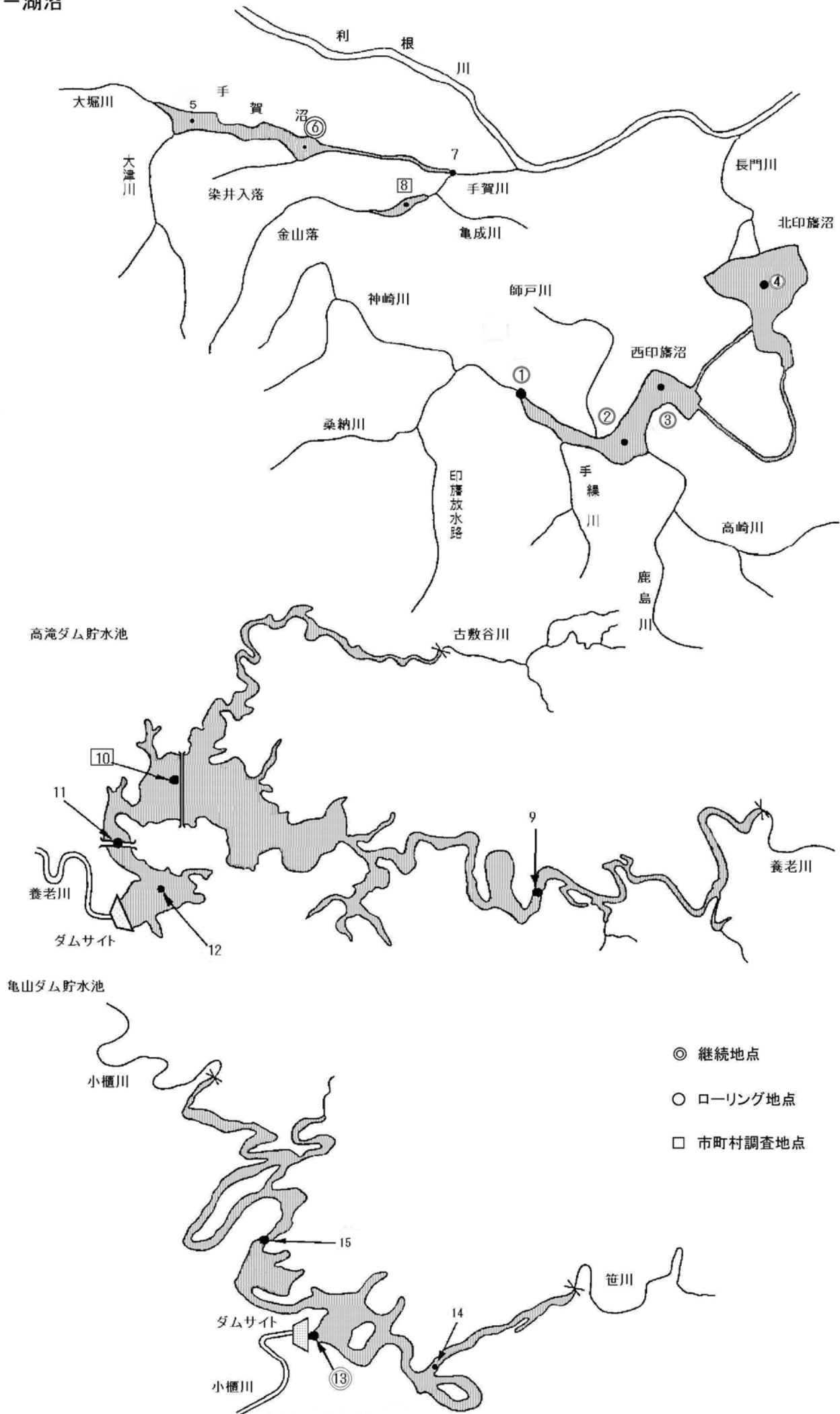
別図一 3 - 海域

(東京湾内湾・内房海域)



太: 太平洋
(南房総・九十九里地先海域)

別図－2－湖沼



別表4 平成22年度ダイオキシン類地下水測定地点

地 域	市 町 村	測定地点		地 域	市 町 村	測定地点	
		県実施	市町村実施			県実施	市町村実施
東葛	松戸市			山武・ 長生	茂原市		
	野田市				東金市	○	
	柏市				大網白里町	○	
	流山市				九十九里町		
	我孫子市				山武市		
葛南	市川市				横芝光町		
	船橋市				芝山町		
	鎌ヶ谷市				一宮町		
	浦安市				睦沢町	○	
印旛	成田市				長生村		
	佐倉市				白子町		
	四街道市				長柄町		
	八街市				長南町		
	印西市	○		君津	木更津市	○	
	白井市				君津市		
	富里市				富津市	○	
	酒々井町				袖ヶ浦市		
	印旛村			夷隅	勝浦市		
	本埜村	○			いすみ市		
	栄町				大多喜町	○	
千葉	千葉市				御宿町		
	習志野市			安房	館山市		
	八千代市	○			鴨川市		
香取・ 海匠	銚子市				南房総市		
	旭市				鋸南町		
	匝瑳市			市原	市原市	○	
	香取市	○					
	神崎町						
	多古町						
	東庄町						

*1 測定は、県が実施するところを○印で示し、市町村が実施するところを 印で示している。

*2 市町村名は平成22年1月末時点の表記とする。

別表5 平成22年度ダイオキシン類土壌測定地点

地域	市町村	測定地点		地域	市町村	測定地点	
		県実施	市町村実施			県実施	市町村実施
東葛	松戸市			山武・ 長生	茂原市		
	野田市				東金市	○	
	柏市				大網白里町		
	流山市				九十九里町		
	我孫子市	○			山武市		
葛南	市川市				横芝光町		
	船橋市				芝山町	○	
	鎌ヶ谷市				一宮町	○	
	浦安市				睦沢町		
印旛	成田市				長生村		
	佐倉市				白子町		
	四街道市	○			長柄町		
	八街市				長南町		
	印西市			君津	木更津市		
	白井市				君津市		
	富里市				富津市		
	酒々井町				袖ヶ浦市	○	
	印旛村	○		夷隅	勝浦市		
	本埜村				いすみ市		
千葉	栄町				大多喜町	○	
	千葉市				御宿町		
	習志野市			安房	館山市	○	
	八千代市				鴨川市		
香取・ 海匠	銚子市	○			南房総市		
	旭市				鋸南町		
	匝瑳市			市原	市原市		
	香取市						
	神崎町	○					
	多古町						
	東庄町						

*1 測定は、県が実施するところを○印で示し、市町村が実施するところを 印で示している。

*2 市町村名は平成22年1月末時点の表記とする。